

中小企業あきた

- 1 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部から
事業者のみなさまへ 1
- 2 令和2年度の秋田県補助金をご紹介します(抜粋) 4

- 景況レポート3月分 6
- 組合相談コーナー 8

- 話題の広場
中央会事業より 9
- インフォメーション 10



TOPICS 1 秋田県新型コロナウイルス感染症 対策本部から事業者のみなさまへ

秋田県では、令和2年4月21日、県民の生命と健康を守ることを最優先に感染防止対策の更なる徹底を図るため、新型インフルエンザ等対策措置法に基づき、既に4月17日から実施している緊急事態措置に加え、追加の緊急事態措置を実施することとしました。

■ 4月17日の緊急事態措置

期 間 4月17日(金)～5月6日(水)
区 域 秋田県全域

- 1 県外や海外からの移動の自粛
- 2 不要不急の外出の自粛
- 3 「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける
- 4 接客を伴う飲食店等への外出自粛
- 5 イベント・行事等の自粛
- 6 県立学校等の休業

■ 4月21日の追加緊急事態措置

期 間 4月25日(土)～5月6日(水)
区 域 秋田県全域

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、秋田県の要請・協力依頼に応じて、施設の休業等に全面的に協力いただいた中小企業・個人事業主に対し、「秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給することとしました。

休業等要請施設

遊興施設(スナック等)、運動施設(ボウリング場等)、遊戯施設(パチンコ店等)、劇場等(映画館等)、集会場・展示場等(美術館等)、学習塾その他の学習支援施設、ホテル・旅館・休憩施設等、商業施設

食事提供施設(飲食等)については、営業時間を午前5時から午後8時までとすることを要請しています。

※情報は随時更新されていますので、最新情報を下記のホームページからご確認ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49212>

休業等要請期間

令和2年4月25日(土)～5月6日(水)

食事提供施設の営業時間の短縮も含む

※期間中1日でも営業した場合は、協力金の支給対象外です。

支給金額

1事業者30万円

(2施設以上有する事業者は60万円)

申請方法

専用Webサイト「秋田県電子申請・届出サービス」(<https://s-kantan.jp/toppage-akita-t/>)からの電子申請を予定しています。

また、郵送や県庁及び各地域振興局に設置する受付ボックスでも申請を受け付ける予定です。

スケジュール

募集要項、申請書様式等の公表 4月30日(木)
※申請手続きや支給要件の詳細等については、
県Webサイト等において順次公表されます。

協力金申請書受付開始 5月7日(木)
協力金の支給 5月中旬から順次支給
協力金申請書受付終了 6月15日(月)

申請に必要な書類

- ・協力金申請書(法人にあっては「法人番号」を記入)
- ・営業実態が確認できる資料
(例)確定申告書の写し、各種法規に基づく営業・許可証の写し、休業前の経理帳簿、開業届の写し等

- ・休業の状況が確認できる書類
(例)売上げ等事業収入額を示した帳簿の写し、休業していることを第三者が見て明らかに分かるもの(休業を告知する自社ホームページの写しや、休業期間を記載した自社の店頭告知チラシ等)
- ・誓約書(申請書記載の内容に虚偽がないことを公的に証明するもの)
- ・振込先口座が分かる通帳等の写し

問い合わせ先

秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止
協力金相談コールセンター
受付時間 午前9時～午後5時
(土日・祝日を含む)
TEL：018-860-5071

▶経済産業省の支援策

経済産業省では新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策をパンフレットにまとめています。情報は随時更新されていますので、ホームページから支援策をご確認ください。

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



左記の内容に関する資料は経済産業省HP
特設ページに掲載しております。

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

で検索、または右のQRコードより
ご確認ください。



▶持続化給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給することとしています。

令和2年度補正予算案の成立を前提としているため、申請の受付はまだ開始されておませんが、補正予算の成立後1週間程度で申請受付を開始する予定としています。また、電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。詳細な申請開始の日時、申請期間などについては決定され次第、速やかに中小企業庁ホームページで公表されます。4月27日、持続化給付金の申請要領等の速報版を公表しました。

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円** ※ただし、**昨年1年間の売上からの減少分を上限**とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。
また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口 **0570-783183**(平日・休日9:00～17:00)

ものづくり補助金に新型コロナウイルス「特別枠」を創設

～令和2年度補正予算の成立が前提です～

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を1/2から2/3へ上げた「特別枠」を新たに設け、優先的に支援します。

申請要件

補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であることが申請要件になります。

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

(例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

(例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供)

C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

(例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入)

特別枠での申請で不採択になった場合は、「通常枠で加点の上、再審査されます」ので、特別枠であれば審査のチャンスは2回あります。

※現在公募を行っている同じスケジュールで公募が実施されます。

※本特別枠は、年度内に予定している締切が適用されます。

※特別枠を反映した公募要領は準備が整い次第、順次公開予定です。

雇用調整助成金の特例措置の概要

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

特例の対象となる事業者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)

特例措置の内容

※下線が令和2年4月1日から拡大

○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

①休業手当に対する助成率を引き上げ
(中小企業4/5、大企業2/3)

②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ
(中小企業9/10、大企業3/4)

③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ
(中小企業2,400円、大企業1,800円)

④新規卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象

⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能

⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

○受給要件の更なる緩和

※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用

⑦生産指標の要件を緩和(対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、5%減少)

⑧最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

⑨雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃

⑩事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和

⑪休業規模の要件を緩和

○活用しやすさ

※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用

⑫事後提出を可能とし、提出期間を令和2年6月30日まで延長

⑬短時間一斉休業の要件を緩和

⑭残業相殺制度を当面停止

⑮申請書類の大幅な簡素化

【問い合わせ先】

秋田労働局または県内各ハローワークへ
また、コールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応しています。

TEL：0120-60-3999

(受付時間9:00～21:00(土日・祝日含む))

秋田県では中小企業振興条例に基づいて、中小企業を応援する支援メニューを準備しています。5月号では令和2年度に予算措置されている補助金について紹介します。ぜひ、ご活用をご検討ください。

■かがやく未来型中小企業応援事業(製造業)

○競争力強化を図る企業の新たな取組を支援します

意欲を持って、自社の生産性の向上と競争力の強化を図ろうとする県内中小企業の新規性の高い取組をソフト・ハードの両面から支援します。

補助対象者	県内に事業拠点を有し、製造業を営む中小企業者(みなし大企業を除く。)
補助対象事業	県内で製造業を営む中小企業者等が、自社の強みやIoT等先進技術等を活用し、自社の生産性向上や企業競争力強化を図るために行う、次に掲げるいずれかの取組を支援します。 ①新商品の開発・生産、新たな販路の開拓 ②新たな生産方法の導入(付加価値額年率2%向上の事業計画) ③新分野進出
補助対象経費	商品開発、販路拡大、人材育成、専門家活用、機械器具等の導入、その他取組に必要な経費等、上記補助対象事業の実施に係る経費を補助します。
補助率・補助金額	補助率：1/3以内 補助限度額：500万円
事業期間	補助金交付決定日から12ヶ月
募集時期	第1回：令和2年6月15日～7月31日を予定 第2回：第1回目の申込状況により別途お知らせします。
問い合わせ先	地域産業振興課 地域産業活性化班 ☎018-860-2231

■IoT等先進技術導入実証事業

○IoTやAI等先進技術の導入を図る取組を支援します

IoTやAI等先進技術の導入モデルとなる企業の取組に要する経費に対し助成し、導入にあたっての課題解決手法や導入効果等を検証します。

補助対象者	県内に事業拠点を有し、製造業を営む中小企業者(みなし大企業を除く。)
補助対象事業	製造現場へのIoTやAI等先進技術の導入して生産性の向上を図る事業であって、他の企業がIoT等先進技術を導入する際の参考とすることができるように、導入過程及び成果等一定の情報を公開していただくことができるものを対象とします。 ※その他、要件がありますので、実施要領をご確認ください。
補助対象経費	機械装置費、ソフトウェア導入費、サーバ設置費 等
補助率・補助金額	補助率：1/2以内 補助限度額：250万円
事業期間	補助金交付決定日から事業完了日又は令和3年3月末日のいずれか早い日まで。
募集時期	令和2年4月1日～5月29日午後5時 ※郵送の場合は必着とします。予算の範囲内で再募集することがあります。
問い合わせ先	デジタルイノベーション戦略室 デジタルイノベーション戦略班 ☎018-860-2245

■かがやく未来型中小企業応援事業(非製造業)

○非製造業分野で行う新たな取組を支援します

更なる成長を目指す中小企業が行う自社の強みやIoT等の先進技術を活かした新規性の高い取組を支援します。

補助対象者	県内に事業拠点を有し、1年以上事業実績のある中小企業者(みなし大企業を除く。)
補助対象事業	新たな商品・サービスの創出、IoT等の先進技術を活用した生産性や付加価値の向上、今後成長が見込まれる分野への進出や販路拡大等、次に掲げるいずれかの取組を支援します。 ①新商品・サービスの開発、生産、販売 ②サービス提供プロセスの改善等による生産性向上 ③新分野進出
補助対象経費	上記補助対象事業の実施に係る経費(設備導入費、広告宣伝費等)を補助します。 ※経常的経費や建物の改修費等、補助対象外となる経費もあります。
補助率・補助金額	補助率：1/3以内 補助限度額：500万円
事業期間	補助金交付決定日から12ヶ月
募集時期	第1回：令和2年5月11日～6月10日午後5時 第2回：令和2年9月頃を予定
問い合わせ先	商業貿易課 商業・創業支援班 ☎018-860-2244

■外国人材受入れ・定着支援事業

○外国人材の円滑な受入れ・地域との共生に向けた取組を支援します

多様な人材の活躍による県内産業の活性化を図るため、外国人材の安定的な受入れ推進に向けた環境づくりを行う事業者や、外国人材の受入れ拡大や活躍推進に向けた事業者への支援を行う団体等に対する助成を行います。

補助対象者	①県内に事業所を有し、外国人材(技能実習、特定技能の在留資格に限る。以下同じ。)の受入れを行う中小企業者(みなし大企業を除く)又はこれに準じる者 ②県内に主たる事業所を有する団体等(経済団体、業界団体、組合等)で県が定めるもの
補助対象事業	①補助対象者①の中小企業者等が実施する自社における外国人材の安定的な受入れ推進に向けた就業・生活環境づくりに資する事業 日本語学習機会の提供、地域住民との交流機会の確保、受入態勢の整備(母国語による業務マニュアルの作成、自動翻訳機の導入等)など ②補助対象者②の団体等が実施する構成員等を対象に行う外国人材の受入れ拡大や活躍推進に資する事業 上記①の内容のほか、企業支援コーディネーターの配置、事例紹介等セミナーの開催、マッチングイベントの実施、受入れ促進につながる情報発信など
補助対象経費	補助対象事業の実施に係る経費(下記の対象外経費を除く)補助します。 【対象外経費】 土地取得費、建物整備・改修費、備品購入費(購入単価3万円未満のものを除く)、人件費、家賃・水道・光熱費など日常的活動により定期に発生する経費、法令等に基づく講習・手続き等に係る経費、社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費など
補助率・補助限度額	補助率：1/3以内 補助限度額：100万円
事業期間	補助金交付決定日から事業完了日又は令和3年2月末日のいずれか早い日まで。
募集時期	第1回：令和2年5月～6月頃を予定 第2回：第1回目の申込状況により決定しますので、別途お知らせします。
留意事項	書類、プレゼンテーションなどでの審査を実施予定です。様々な取組をパッケージングした事業、モデル性の高い事業などの提案が期待されます。
問い合わせ先	雇用労働政策課 就業支援班 ☎018-860-2334

■小規模企業者元気づくり事業

○小規模企業者の経営革新や事業拡充等に向けた取組を支援します

小規模企業者の経営革新や、事業拡充に向けた取組に対して補助することで、小規模企業者の経営基盤強化を図ります。

補助対象者	県内に事業拠点を有する小規模企業者(みなし大企業を除く)及び複数の小規模企業者で構成されているグループで、本事業を活用して下記3の事業に取り組もうとする者
補助対象事業	小規模企業者が、経営改善計画の策定から実施後のフォローアップまで、一貫して地域の商工団体のサポートを得ながら行う、次の取組を対象とします。 ①ICTの導入による付加価値・生産性の向上 ②販路拡大 ③新商品・サービスの開発 等
補助対象経費	経営改善計画に基づく事業に要する経費を補助します。機械装置購入費、新商品等開発費、展示会出展費、広告費 等
補助率・補助限度額	補助率：1/2(グループの場合2/3) 補助限度額：100万円
事業期間	補助金交付決定日から12月31日まで(予定)
募集時期	令和2年5月(予定)
提出書類	所定の様式、直近1期分の財務諸表、登記事項証明書 等
留意事項	書類提出は商工団体等が窓口になります。
問い合わせ先	産業政策課 団体・金融班 ☎018-860-2215

このほかにも「2020年度版 創業・中小企業のための補助金制度等の手引き」に支援メニューが掲載されています。ホームページ(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/41735>)からダウンロードができますので、ご確認ください。

募集が開始されている補助金の制度の詳細は実施要領でご確認をお願いします。

なお、補助事業の応募にあたっては事前にご相談をお願いします。

景況レポート

(3月分・情報連絡員80名)

製造業が大幅に悪化

～景況DI値は-67.5～

【概況(全体)】

3月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが3.8%(前回調査6.3%)、「悪化」が71.3%(同56.3%)で、業界全体のDI値は-67.5となり、前月調査と比較し17.5ポイント下回った。

全国及び東北・北海道ブロックともに景況DI値が先月より悪化した。それ以上に本県DI値の下げ幅が大きかったため、全国及び東北・北海道ブロックを下回る結果となった。

【業界別の状況】

新型コロナウイルス感染症の影響により製造業、非製造業ともに各業種で悪化割合が大幅に増加したことで、前月調査を大幅に下回ることとなった。

新型コロナウイルス感染症の発生により、東日本大震災発生時を超える景況悪化となり、その水準はリーマンショック発生時に近づきつつある。ほとんどの業種のDI値が悪化し、新型コロナウイルスの影響の深刻さが窺える。

<全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較>

	秋田県	全国	東北・北海道
全体	-67.5	-63.2	-60.2
製造業	-75.0	-65.3	-60.1
非製造業	-62.5	-61.6	-60.3

<景況天気図>

項目	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	雇用人員
製造業							
非製造業							

【凡例】

快晴 30以上
 晴れ 10以上 30未満
 くもり △10以上 △30未満
 雨 △10未満 △30未満
 雷雨 △30以下

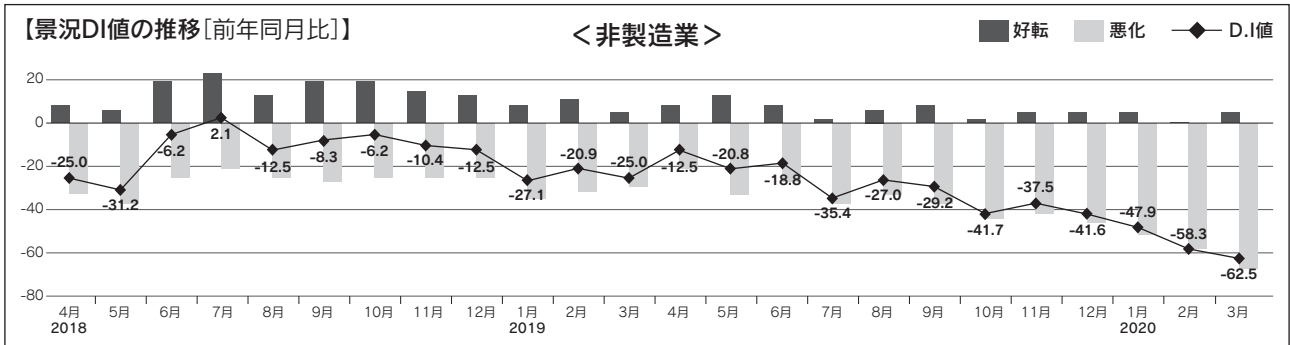
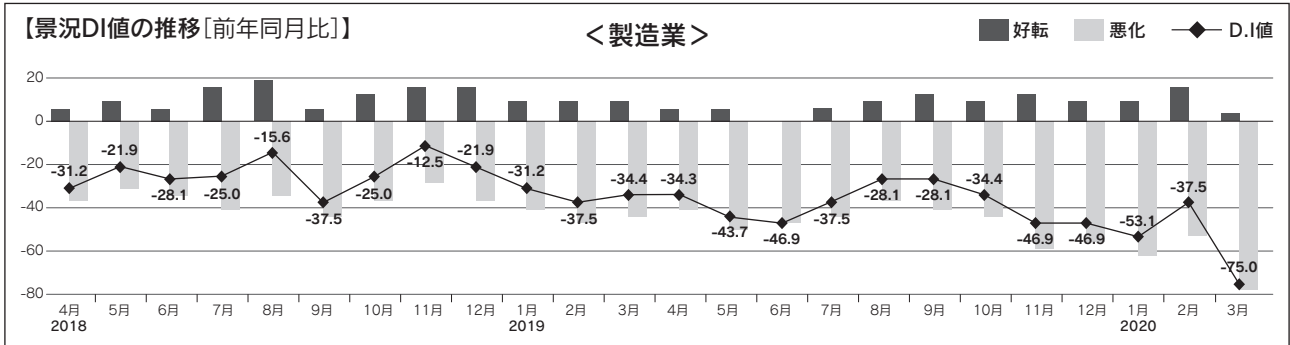
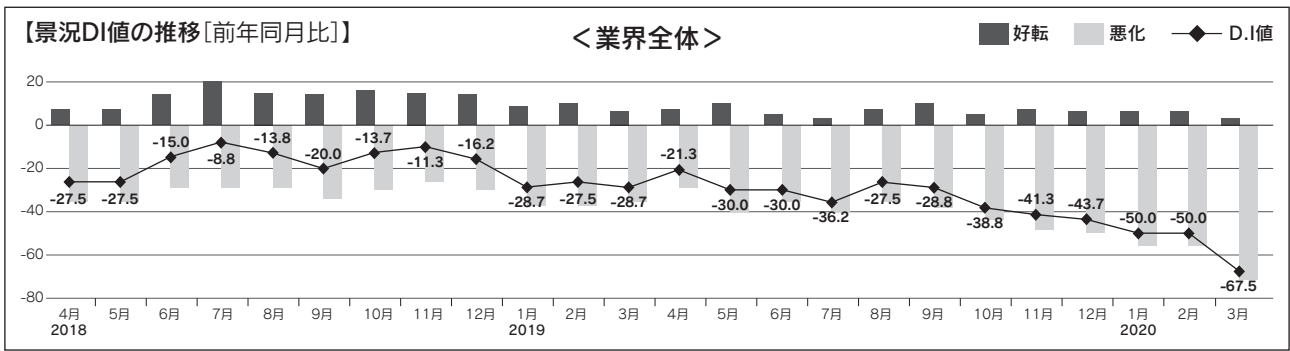
【天気図の見方】
前年同月比のDI値をもとに作成しています。

※DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

【業界の声】 ～製造業～

(回答数：32名 回答率：100%)

食料品 (豆腐)	新型コロナウイルスの影響を受け、飲食店・ホテル、学校給食からの注文は皆無である。スーパーへの売上は落ち込んでいないが、景況は最悪の状況下にある。
食料品 (パン)	学校の一斉休校により、子どもの昼食用パンの需要が食パンを中心に増加し、一時的に売上が好転したが、現在は平常時と変わらない状況である。学校給食の休止により、3月分の売上がゼロの事業所もあり、給食主体の事業所は収入減となり経営が厳しくなっている。
繊維工業 (繊維)	新型コロナウイルスの影響で百貨店、専門店等の売上が30%～60%落ちており、今後の状況によっては倒産業者も出てきそうである。今後の秋・冬物の受注に関しては大幅な減となりそうで、工場の運営も難しい状況である。
木材・木製品 (一般製材)	製品販売量は新型コロナウイルスの影響で、3割程度落ち込むと予想していたが、なんとか持ちこたえ前年同月比では増加となった。商社の営業活動が停止しており、4月以降の製品の受注の見通しが立っておらず、新型コロナウイルスの影響が長引き、製品の動きが停滞すると原木がだぶつくことが予想される。
印刷	消費税増税に伴う需要の低迷が続いており、受注量は全く回復していない。併せて、新型コロナウイルス感染拡大により、営業活動への制約も増え、材料等を中国から輸入している製品では受注しても納品できない状態にある。イベントの中止、延期による受注減も増えており、受注減少がどこまで続くのか先の読めない状況である。
鉄鋼・金属 (鉄鋼)	公共工事の新規物件は5～6月頃にならないと動きがない模様。民間工事もここにきて急に冷え込んでいる。特に新型コロナウイルスの影響がこの先どうなるか全く見通しがつかず、先行きが不安である。
一般機器 (金属加工)	受注面では各社の減少率にバラツキがあるものの大半が前年比大幅に減少しており、先行きが見えない。収益も大幅に減少し、資金繰りも厳しくなっている。需要が少ないことから材料価格は、低下傾向である。
その他 (曲げわっぱ)	新型コロナウイルスの影響で、販売先のデパート等の小売店からの納品キャンセルやイベント・実演販売等の中止、各地での展示会・商談会等も中止となり、売上の減少が甚大で最悪の状況である。辛うじて、ネット販売等で売上をつないでいるが、先行きが見えない状況である。今後、資金繰りが厳しくなるのは目に見えており、その対策を考えている。



【業界の声】 ~非製造業~

(回答数：48名 回答率：100%)

卸売業 (商業卸)	新型コロナウイルス感染拡大による影響から、売上が著しく減少している企業がみられる。日用雑貨を扱う企業では、アルコール消毒液の入荷はあるが、マスクは入荷できない状況である。
卸売業 (米麦卸)	令和元年産米の2月末主食用米の販売進捗率は51.7%となり、前年比8%減少にとどまった。これは首都圏で新型コロナウイルス対策として、家庭食が増加したことでスーパーでの販売が好調だったことによるが、反面、外食産業が不振でB銘柄の安い価格の米が30%以上使用減となっている。
小売業 (みやげ品)	新型コロナウイルスの影響によってインバウンド客、国内団体客は全てキャンセルとなり、売上実績は対前年比40%であった。東北全体でも同様の状況のようである。5月、6月の修学旅行や体験学習の予定も全てキャンセルとなっている。
小売業 (花卉)	例年であれば3月は卒業式、送別会で仕事量が増えてくるが、新型コロナウイルスの影響で、卒業式の縮小や中止、謝恩会や送別会、離任式の中止など、最悪の状況となった。また、葬儀についても家族や親族で済ませ、籠花の需要も極端に減少した。
商店街	歓送迎会の自粛などで多人数の宴会が見送られ、飲食店の売上減少が目立ってきている。また、飲食店へ納入していた生鮮品店などへも新型コロナウイルスの影響が出始めてきた。人口減少とのダブルパンチで全業種並びに商店街全体が需要縮小傾向となっている。(湯沢市)
サービス業 (旅行)	新型コロナウイルスの影響が甚大で、国内は前年同月比90%以上の減少、海外は100%減少の状況にある。新型コロナウイルスの終息の見通しが立たないため、手の打ちようがなく、一部事業所では営業所を閉鎖している。4月～5月分についても受注は全くない。
サービス業 (タクシー)	新型コロナウイルスの影響により人出が減少したことが、旅館・ホテルをはじめ、飲食店、旅行などのサービス業の経済活動の停滞を招いている。
建設業 (一般土木建築)	年度末工事が終了し、新工事発注までの間、工事量は少ない状況にある。新型コロナウイルスの影響は資材調達面で出始めている。
運輸業 (トラック)	一部の工場では稼働が低下しており、その輸送量が減少している。首都圏向けの米の輸送が若干増加している。(中央地区)

組合相談コーナー 組合における通常総(代)会の開催について

中小企業等協同組合(以下、組合という)は、中小企業等協同組合法において、通常総会、通常総代会は定款で定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならないこととされていますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常総(代)会を書面による議決権行使を活用して開催したいとの相談が多く寄せられています。このため、通常総(代)会を書面による議決権行使を活用して開催する場合の注意点についてお知らせします。

☞ 定款に書面議決に関する規定(総代会の場合も準用規定)があるか、確認が必要です。

【定款参考例】

(書面又は代理人による議決権の行使)

- 第〇〇条 組合員は、第〇〇条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理できる組合員の数は、〇人以内とする。
- 3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

1 役員改選がない通常総会の場合

〈手続き〉

- ①通常総会招集通知の発出、通常総会議案、書面議決書を組合員に送付する。
- ②通常総会開催期日までに、組合員から送付されてきた書面議決書を集計する。
- ③当日は、最低人数(理事長等)の出席により議事運営を行います。

☞ 組合員への周知と理解が必要となります。

☞ 通常総(代)会が成立する定足数を確認し、必要数を満たす書面議決書を確保する必要があります。

※ 中小企業等協同組合法第52条第3項で「議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。」と規定されていることから、議事録での賛否の数のところは注意を要します。

通常総会開催案内文書、通常総会議案、書面議決書、総会議事録の記載例は、下記よりダウンロードできますが、議事録の記載内容については、事前に本会へお問合わせくださるようお願いいたします。

https://www.chuokai-akita.or.jp/chuokai_annai/shomen/

2 役員改選期となる通常総会の場合

個別に対応させていただきますので、本会へお問い合わせくださるようお願いいたします。

本会：

商業振興課、工業振興課 TEL：018-863-8701
 大館支所 TEL：0186-43-1644
 横手支所 TEL：0182-32-0891

令和〇年〇月〇日

〇〇協同組合
 理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

組合員名 _____
 代表者氏名 _____ @

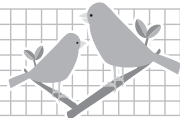
書 面 議 決 書

私は、令和〇年〇月〇日開催の令和〇年度通常総会における各議案につき、下記の通り書面をもって議決権を行使致します。

記

第1号議案	令和元年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案(又は損失処理案)の承認の件	賛成・反対
第2号議案	令和2年度事業計画並びに取支予算設定の件	賛成・反対
第3号議案	令和2年度借入金残高の最高限度額決定の件	賛成・反対
第4号議案	1 組合員に対する貸付金の残高の最高限度額及び債務保証の残高の最高限度額決定の件	賛成・反対
第5号議案	賦課金の額及び徴収方法決定の件	賛成・反対
第6号議案	役員報酬決定の件	賛成・反対
第7号議案	定款変更の件	賛成・反対

※賛成、反対のいずれかに○印を付けて下さい。
 ※各議案について賛否の表示がない場合は、「賛成」の表示があったものとして取り扱います。



中央会事業より

トータルサポートアドバイザー事業【事業活用事例】

本事業は、中小企業等の経営課題が多様化・複雑化している中、経営基盤・企業競争力の強化や新たな市場の開拓、農商工連携や地域資源を活用した事業活動の促進を目的に、中小企業者からの相談機能を強化し、課題解決を図るため専門家を派遣し支援しています。

本事業の活用をご希望の皆さまは、お気軽にご相談ください。

秋田駅ビル大規模改修工事を機に店舗改装

～企業組合みんなのやさい畑～

【相談内容】

当組合は秋田駅直結の駅ビル1階に売場を構え、店舗面積が大きく商品ラインナップが多岐に渡っており、主な販売商品は県産農産物や加工品、お土産品を取り扱っている。

好立地であり、一定の売上があるものの、この度、駅ビルが大規模改修することとなり、2ヶ月間休業となるほか、再オープン後は店舗面積が6割程度減少する予定であり、大幅な売上減少が見込まれる。

そのため、売上実績を考慮した新店舗の商品ラインナップの選定やスタッフの販売訴求力の向上による効率化が不可避となっていることから、休業期間を店舗運営見直しの好機と捉え、経営上の課題解決を図りたい。

【第1回】売上実績に基づく新店舗の運営戦略の策定について

専門家から新店舗運営方針の策定にあたり、事前に提供されたPOSデータに基づき、分析結果と新店舗で取り扱うべき商品について説明がなされました。

売上状況から購買層・商品種別の分析を行った結果、売上・利益に結びつけるには、主要顧客が購入する可能性が高い商品を考えることであり、全員が一丸となって考えたストアコンセプトのもと、顧客にとって「得」、「楽」、「便利」である商品を提供することが提案されました。これまでどおりの手法では、売上、利益の双方の増加は成し得ないことから、早急にストアコンセプトを策定し、全員で共有しながら販売手法を考えることが求められるとのアドバイスをいただきました。

【第2回】販売員の販売・接客能力向上による販売訴求力の強化について

来店者の購買を促進するには、訴求力を強化しなければならないことから全スタッフを対象に研修を実施しました。

- ①顧客目線での商品陳列は、顧客の購買心理動向を理解しながら陳列を考える。また、売りたい商品を売れるように魅せること。
- ②POPの充実と訴求力強化では、作成と掲示の要点を理解し、買い物の役に立つ広告にする。目立つ、効果を高める、演出するPOPにする。
- ③接客力の向上とは、お客さまを思いやる「おもてなし」の心で接する。会話の中から商品への興味や関心を高められる話術を身につける。

以上から、販売訴求力の強化には提案力を養う必要があることをスタッフ各自が認識を深めた研修となりました。

店舗は3月19日にリニューアル、再開しています。開放感のある明るい店舗になり、新鮮な朝採り野菜や果物、県内の加工品・お土産品などを多数販売していますので、ぜひお越しください。

また、自慢の農産品・加工品を秋田駅で販売してみたいという生産者の方は、お気軽にお問い合わせください。



【営業時間】10時～19時(お食事処は9時～)

TEL：018-834-6262

お忘れなく労働保険の年度更新手続は 7月10日までに！ (秋田労働局)

労働保険(労災保険・雇用保険)の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、精算することになっています。

令和2年度の申告・納付期間は、6月1日(月)～7月10日(金)までです。申告期日が近づきますと、窓口が大変混雑いたしますので、申告・納付はお早めをお願いします。

- ◇労災保険率及び雇用保険率については、令和元年度から変更ありません。
- ◇労働保険料の納付は口座振替が便利です。口座振替を利用いただくと、納付期限にゆとりができます。口座振替の申込みは、所定の用紙を金融機関に届け出るだけです(申込み時期により口座振替納付開始時期が異なります。詳しくはお問い合わせください)。
- ◇電子申請もご利用になれます。年度更新手続をはじめ、労働保険・社会保険関係手続について、電子申請をご利用ください。
- ◇年度更新の詳細については、各事業場に送付される年度更新資料、秋田労働局または厚生労働省のホームページをご覧ください。

[お問い合わせ先]

秋田労働局労働保険徴収室

☎018-883-4267

もしくは県内各労働基準監督署まで

派遣先の事業主の皆さまへ 労働者派遣契約の安易な中途解除は しないでください (厚生労働省・秋田労働局)

今般、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が行われ、さらに経済全般にわたる影響があることが予想されますが、改めて、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」や「派遣先が講ずべき措置に関する指針」の規定等に基づき、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための対応をお願いいたします。

労働者派遣契約が解除されることに伴い、派遣労働者の雇用にも多大な影響を与えることとなります。派遣労働者の雇用の安定を図るためにも、労働者派遣契約の安易な中途解除は行わないようお願いいたします。

令和3年3月高校卒業予定者の 求人申込みについて (秋田労働局)

6月1日から来春の高卒者を対象とした求人受付が開始されます。

企業の将来を担う優秀な人材の確保と若年者の地元就職による活力ある地域づくりのため、早期の求人提出により学生・生徒への企業情報・採用情報を発信し、若い人材を確保してください。

また、県内ハローワークでは、学卒求人の作成等に係るサポートを、ハローワーク内に事業所相談コーナーを開設し、高卒者の採用のお手伝いをしておりますので、ぜひ、ご相談ください。

[お問い合わせ先]

県内各ハローワークまで

中小企業組織活動懸賞レポートの 募集について (一般財団法人商工総合研究所)

商工総合研究所では、毎年「中小企業組織活動懸賞レポート」の募集・表彰を実施しております。

受賞者については財団機関誌「商工金融」2021年3月号に掲載され、賞金も授与されます。

中小企業の組織活動に携わっている方であればどなたでも応募できます。

詳細については当研究所HPでも確認できますので是非ご覧ください。

(<https://www.shokosoken.or.jp/commendation/>)

－テーマ－

自由です。

(協同組合、商店街振興組合、企業組合、協業組合などの組織活動等)

－表彰－

本賞：賞金20万円を贈呈(10点以内)

※特に優れた作品がある場合には特賞として1点賞金30万円を贈呈

※本賞に準ずる作品には準賞として賞金10万円を贈呈

－応募期間－

8月3日(月)～10月15日(木)

(郵送の場合：締切日消印有効、E-mailの場合、締切日受信分まで)

[お問い合わせ先]

一般財団法人 商工総合研究所

TEL：03-5875-8907(専用ダイヤル)

官公需適格組合

『カデル』

秋田管工事業協同組合

理事長 本多 秀文
副理事長 谷藤 健二
" 太田 博之

秋田市山王臨海町3番18号

☎018(862)6161/FAX 018(824)5685



お客様のココロに「ハレ=笑顔」をつくりたい。

私たちはこれからも、もっと伝わる、
もっとココロに残るおもてなしを目指します。



Akita
Castle Hotel

秋田キャッスルホテル
秋田市中通1-3-5 TEL.018-834-1141

全国中小企業団体中央会 会員の皆様へ
日本商工会議所 会員の皆様へ

業務災害補償制度



AKITA HOKEN

保険と暮らしの相談センター

URL <https://akitahoken.co.jp>

株式会社 アキタ保険



JUSE-RA-2015

対象業務: 損害保険代理業務・生命保険代理業務



秋田本社

☎018-864-6921

〒010-0951 秋田市山王6丁目5-9
FAX: 018-864-6922

フレスポ本荘店

☎0184-24-5511

〒015-0011 由利本荘市石脇字田頭141-1
FAX: 0184-24-5512

県南事業所 (ISO9001認証については準備中)

☎0182-23-5145

〒019-0529 横手市十文字町字街道下88-9
FAX: 0182-23-5146

株式会社

八幡平貨物



一般区域貨物自動車運送
原木・木材の伐出及び仕入・販売

秋田県鹿角市八幡平字谷内下毛平116-12

TEL 0186-34-2011

FAX 0186-34-2013

おかげさまで20周年を迎えることができました。
今後ともご愛顧のほどよろしくお願いいたします。



保険&リース

北日本ベストサポート

【本店営業部】

〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号
TEL:018-883-1888/FAX:018-883-1822

【県南営業部】

〒014-0047 秋田県大仙市大曲須和町1丁目4番地57号
TEL:0187-66-3622/FAX:0187-88-8133

【能代東支店】

〒016-0122 秋田県能代市扇田字東扇田165-2
TEL:0185-58-2116/FAX:0185-58-2663

【酒田支店】

〒999-8438 山形県飽海郡遊佐町比子字白木23-362
TEL:0234-75-3370/FAX:0234-75-3376

[URL] <http://www.knbs.jp>

『スキルアップ』

千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170-49 TEL 018(864)6200(代)

建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170-19 TEL 018(888)3666

URL：http://www.k-chiyoda.jp

For Earth, For Life
Kubota

Hello, my Smile

陽菜 Smile
SUNNY



詳しい製品情報はこちらのQRコードから！

株式会社 秋田クボタ

〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38
Tel: 018-845-2121 Fax: 018-845-8600

秋田県中小企業団体中央会団体扱
「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー
大樹生命

Owner's Plan



- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

限りない繁栄のために…
リスクマネジメントは万全ですか？

※一部対象とならない商品・契約がございますので、
詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 秋田支社

〒010-0001 秋田県秋田市中通2-3-8

秋田アトリエビル10F

TEL:018-801-1645

https://www.taiju-life.co.jp/

秋田営業部 TEL:018-801-1626

本荘支所 TEL:0184-23-2950

能代支所 TEL:0185-52-5351

大館営業部 TEL:0186-49-2459

大曲営業部 TEL:0187-62-1337

湯沢支所 TEL:0183-72-3230

B-2020-5002 (2020.4)
使用期限 2021.3.31

2020

5
May

中小企業あきた

令和2年5月1日発行（毎月1日発行）第720号

発行/秋田県中小企業団体中央会 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 ☎018-863-8701 FAX 018-865-1009

印刷/秋田活版印刷(株)

定価280円